

令和4年度家畜保健衛生事業計画
令和3年度家畜保健衛生事業成績



令和4年10月
福井県家畜保健衛生所

目 次

【概況】

I 所在地	1
II 沿革	2
III 施設	2
IV 組織および分掌事務	2
V 家畜飼養頭羽数	3

【令和4年度家畜保健衛生事業計画】

I 事業重点施策	4
1 監視伝染病の発生予防とまん延防止	4
2 若狭牛の生産拡大	4
3 安全な畜産物の供給と生産性の向上	4
4 人獣共通感染症の発生防止	4
II 事業実施方針	5
1 家畜伝染病予防事業	5
2 家畜衛生技術普及強化事業	7
III 家畜衛生関係手数料一覧表	8
1 福井県手数料徴収条例(抜粋)	8
2 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例	8
3 動物用医薬品販売関係申請手数料	8
IV 主要事業の実施要領等	9
第1 牛関係事業	9
第2 豚関係事業	11
第3 家きん関係事業	12
第4 共通事業	12
V 福井県防疫対策要領等	13
1 福井県牛伝染性リンパ腫防疫対策要領	13
2 福井県オーエスキー病防疫対策要領	14
3 福井県ヨーネ病防疫対策要領	16
4 福井県家畜排せつ物の管理の適正化のための事務取扱要領(抜粋)	20

【令和3年度家畜保健衛生事業成績】

I	家畜伝染病予防事業成績	22
1	総括表	22
2	結核・ブルセラ症・ヨーネ病検査成績	23
3	牛伝染性疾病検査成績	24
4	牛海綿状脳症検査成績	25
5	豚熱検査および豚伝染性疾病検査成績	25
6	野生いのしし豚熱検査成績	26
7	家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査成績	26
8	鶏伝染性疾病検査成績	26
9	腐蛆病検査成績	28
10	監視伝染病発生状況	28
II	家畜衛生技術普及強化事業成績	29
1	総括表	29
2	家畜飼養衛生環境改善特別指導事業	30
3	繁殖管理技術指導事業	31
4	動物用医薬品品質確保特別対策事業	31
5	受精卵移植技術向上対策事業	32
6	若狭牛生産衛生管理対策事業	33
7	鳥インフルエンザ等家畜伝染病まん延防止対策事業	33
8	酪農経営安定化事業	34
III	病性鑑定成績	35
1	概要	35
2	家畜別病性鑑定実施件数	35
3	月別病性鑑定実施件数	36
4	依頼者別内訳	36
5	項目別病性鑑定実施件数	37
6	依頼目的別病性鑑定実施件数	38
7	主な畜種別病性鑑定結果	39

【概 況】

I 所在地

福井県家畜保健衛生所

〒918-8226 福井県福井市大畑町第69号10番1

Tel:0776-54-5104 Fax:0776-54-5966



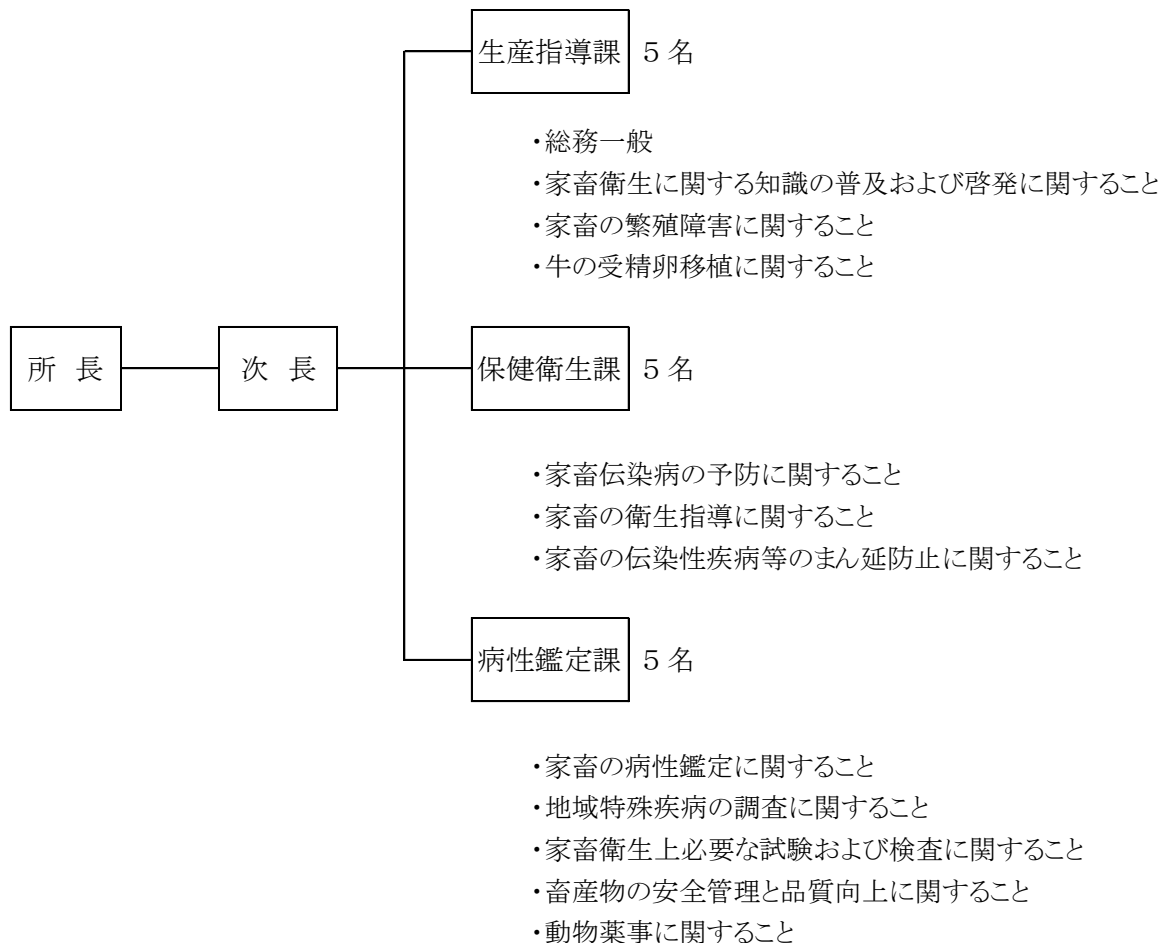
Ⅱ 沿 革

家畜保健衛生所は、当初家畜衛生指導所として、昭和 24 年に福井、丸岡、小浜の3 か所に設置され、翌年、家畜保健衛生所法制定に伴い、県下8か所に設置された。その後、昭和43年に福井家畜保健衛生所、坂井、勝山、朝日、南条、敦賀および小浜連絡所として設置された。さらに、昭和 47 年から福井県家畜保健衛生所、福井県家畜保健衛生所嶺南支所(平成 8 年に福井県嶺南家畜保健衛生センターに改称)が設置され、平成 12 年 12 月に福井県家畜保健衛生所が新築移転した。令和 2 年 3 月 31 日付けで福井県嶺南家畜保健衛生センターを廃止し、同年 4 月 1 日に福井県家畜保健衛生所に集約した。

Ⅲ 施 設

福井県家畜保健衛生所は、敷地面積 4,568 m²に鉄筋コンクリート造2階建ての本館 1,544 m²のほか、実験動物飼育舎、車庫、排水処理施設等を設置し、病性鑑定機能を有する施設である。

Ⅳ 組 織 お よ び 分 掌 事 務



V 家畜飼養頭羽数

(R4/3/31 中山間農業・畜産課調)

畜種 市町	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏		馬		山羊	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	頭数	戸数	頭数
福井市	3	131	3	246			6	7,680	1	23,700	5	49	7	25
小浜市											1	1		
敦賀市	1	36	2	49			1	400					3	15
大野市	5	207			1	200								
勝山市	3	109					1	139			2	6	1	16
鯖江市							1	185					1	2
あわら市	2	138					2	201,992	1	6,000	1	9		
越前市			1	15	1	1,337	4	46,690						
坂井市	4	131	13	1,123			4	505,234	1	17,000	1	11	3	10
池田町			4	253			1	350						
南越前町							1	300						
越前町							1	160						
美浜町	1	53	3	144							1	1	1	12
高浜町													1	2
おおい町			1	28			1	150			1	6	3	5
若狭町	1	28	3	136			1	8,000					3	4
官公署 学校等	2	233	2	111	1	65	2	2,342			1	2	3	17
合計	22	1,066	32	2,105	3	1,602	26	773,622	3	46,700	13	85	26	108

【令和4年度家畜保健衛生事業計画】

I 事業重点施策

1 監視伝染病の発生予防とまん延防止

家畜伝染病予防法に基づく定期検査および立入検査により、監視伝染病(家畜伝染病又は届出伝染病)の発生予防・予察およびまん延防止を図る。特に、口蹄疫、牛海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ、豚熱などの社会的に影響が大きい特定家畜伝染病については、発生の未然防止に重点を置いた危機管理体制の充実を図る。

2 若狭牛の生産拡大

生産性を阻害している要因の除去に努めるとともに、優良な受卵牛の選定と適切な受精卵移植により若狭牛の生産拡大を図るほか、子牛の育成管理指導を強化する。

3 安全な畜産物の供給と生産性の向上

生産段階からの衛生検査・巡回指導による飼養環境の改善、家畜排せつ物の管理適正化、動物用医薬品の適正使用、さらに、生産履歴管理(トレーサビリティシステム)の徹底を図り消費者に高品質で安全な畜産物の供給に努める。また、家畜の高能力化に伴う生産病を予防するため、衛生対策の強化を推進し、生産性の向上に努める。

4 人獣共通感染症の発生防止

家畜を介して人に重大な疾病を引き起こす人獣共通感染症(サルモネラ、鳥インフルエンザ、クリプトスポリジウム等)について調査や遺伝子情報の解析を行い、防疫対策の強化に努める。

Ⅱ 事業実施方針

1 家畜伝染病予防事業

(1)牛

ア 牛海綿状脳症

平成13年9月に国内で初めて発生したことを踏まえて、「牛海綿状脳症特別措置法」や「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、月齢が満96か月以上で死亡した牛および満48か月以上96か月未満で歩行困難や起立不能等の症状を示し死亡した牛について、法第5条に基づく検査を実施する。

イ ヨーネ病

清浄度を維持するため、乳用牛および繁殖用肉用牛を対象に、法第5条に基づき計画的に5年ごとの検査を実施し、患畜の早期発見に努める。また、基幹牧場で通年飼育されている乳用牛および繁殖用肉用牛については、毎年の検査を実施し、清浄度の維持に万全を期す。さらに、県外から導入する乳用牛および繁殖用肉用牛については、全頭着地検査を実施する。

ウ アカバネ病

全国的サーベイランスの一環として未越夏牛を対象に6～11月にかけて抗体調査を実施し、流行状況の解析と発生予察に努める。

エ 結核およびブルセラ症

全国的清浄性維持サーベイランスの一環として乳用牛および肉用牛の経産牛から抽出して実施する。また、乳用牛あるいは繁殖用肉用牛を農家へ供給する基幹牧場で通年飼育されている牛については、毎年の検査を実施し、清浄度の維持に万全を期す。

ブルセラ症の流産サーベイランスとして、流死産した母牛の血液や胎仔等を検査し、患畜の早期発見に努める。

オ 牛伝染性リンパ腫

地域的サーベイランスとして、放牧牛を中心に抗体検査を行い、陽性牛の早期淘汰を指導することによりまん延防止を図る。

カ その他の監視伝染病

その他の主要な呼吸器病(牛RSウイルス病、牛パラインフルエンザ等)や下痢症等の抗体検査を実施し発生予防や発生予察に努めるとともに、福井県畜産協会が実施する予防接種の指導助言に努め、それらの発生予防の徹底を図る。

(2)豚

豚熱、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)を最重点に取り組む。

ア 豚熱

ワクチン接種と抗体調査を実施し、その浸潤状況を把握し、発生予防に努める。

イ オーエスキー病

県の防疫対策要領に基づき、繁殖豚および県外導入豚の抗体検査を実施し、陽性豚に

については淘汰指導を積極的に行い清浄度の維持に努める。

ウ 豚繁殖・呼吸障害症候群 (PRRS)

繁殖養豚農家ごとの抗体検査を実施し、その浸潤状況を把握し、発生予防に努める。

エ その他の豚の疾病

主要な呼吸器病(萎縮性鼻炎、豚胸膜肺炎等)や下痢症(伝染性胃腸炎、豚流行性下痢等)等の伝染性疾病についても検査を実施し、予防措置を指導する。また、畜産協会が実施する流行性脳炎予防接種事業については、流死産の発生予防のため、繁殖豚、同候補豚を対象に予防接種が適期に実施できるよう助言指導に努める。

(3)めん羊・山羊

伝達性海綿状脳症 (TSE) 検査対応マニュアルに基づき、めん羊・山羊の病性鑑定を実施する。

(4)家きん

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザについては、同病に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく定点モニタリング検査および強化モニタリング(一円モニタリング)検査を継続し、養鶏農家の巡回指導を徹底し、早期発見指導に努める。

主要な伝染性疾病(ニューカッスル病、鳥マイコプラズマ症等)について抗体検査を実施し、患畜の早期発見と適切な予防措置を指導する。また、畜産協会が実施するニューカッスル病予防接種事業の指導助言を行うとともに、定期的、経時的な抗体検査を実施して自衛防疫事業の円滑な推進に努める。

(5)馬

馬伝染性貧血については、国内の清浄性が確認されたことから、馬伝染性貧血の自衛防疫指針に基づき、輸入馬について着地検査時に自主検査を受けるよう助言・指導する。なお、飼養衛生管理基準の遵守を指導する。

(6)蜜蜂

県外転飼養蜂群を中心に、法第5条により定期検査(臨床、細菌)を行い、腐蛆病の発生予防に努める。

(7)集合施設

家畜共進会等について、法第51条に基づき立入り、消毒の実施を指導し、伝染性疾病の発生予防に努める。

(8)飼養衛生管理基準の遵守指導

生産段階における衛生的な飼養管理が徹底されるように、牛、豚および鶏の飼養者に対して飼養衛生管理基準の遵守を指導する。

(9)輸入家畜

輸入検疫開放後の家畜に対し、着地時に立入検査を実施するとともに3ヶ月間の隔離飼養を指導し期間中の定期立入検査を行う。なお、輸入馬については、馬伝染性貧血の自衛防疫指針に基づく助言・指導を行う。

(10)豚熱(CSF)清浄化対策事業

豚へのワクチン接種を行うとともに、国内で感染が確認されている豚熱(CSF)の感染状況を把握するため、野生いのししのモニタリング調査等を実施することにより、CSFの発生防止に努める。併せて、アフリカ豚熱(ASF)の検査も実施する。

2 家畜衛生技術普及強化事業

家畜の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図るとともに、良質で安全な畜産物の生産を推進する。

(1)牛

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図る。また、乳用牛については、繁殖障害の防除のための検査や指導を、診療獣医師と連携して行うとともに、血液生化学検査や乳房炎検査を実施し、効率的診療の助言を行う。肉用牛については、若狭牛の生産性や肉質の向上に努めるとともに、受精卵移植により、若狭牛の生産の振興に努める。

(2)豚

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図り、慢性疾病による生産性低下の防止に努める。

(3)家きん

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図り、慢性疾病による生産性低下の防止に努める。また、家きん農家でのサルモネラの汚染状況調査を実施し、対策を講じる。

Ⅲ 家畜衛生関係手数料一覧表

1 福井県手数料徴収条例(抜粋)

令和4年4月1日現在

区 分	金 額(円)
農林水産部関係抜粋	
41 家畜注射手数料	
1 流行性脳炎予防液	710
2 炭疽予防液	380
39 家畜検査手数料	
1 結核	220
2 馬伝染性貧血	1,200
3 トリコモナス病	340
4 ブルセラ症	220
5 寄生虫病	320
6 家きんサルモネラ症(ひな白痢)	60
7 腐蛆病	130
8 ヨーネ病	200
42 家畜検査注射・投薬証明交付手数料	220

2 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例

令和4年4月1日現在

区 分	金 額(円)
イ トキソプラズマ検査手数料	1件につき 350
ロ 血液生化学検査手数料	1件につき 330
ハ 乳房炎検査手数料	1件につき 580
ニ 牛の受精卵移植手数料	1頭1回につき 4,190
ホ 死亡牛の焼却手数料	1回につき 9,950

3 動物用医薬品販売関係申請手数料

令和4年4月1日現在

区 分	金 額(円)
動物用医薬品販売業許可申請手数料	29,000
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	11,000
動物用医薬品販売業許可証書き換え手数料	2,000
動物用医薬品販売業許可証再交付手数料	2,900
動物用高度管理医療機器等販売・賃貸業許可申請手数料	29,000

IV 主要事業の実施要領等

第1 牛関係事業

1 乳用牛衛生指導事業実施要領

(1) 目的

乳用牛の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図る。

(2) 対象

乳用牛

(3) 検査

- ア 導入牛検査(ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫等の抗体検査)
- イ 牛伝染性鼻気管炎、イバラキ病、牛流行熱等の浸潤状況調査
- ウ 異常産検査(アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症等)
- エ 乳房炎検査(PLテスト、細菌検査)
- オ 血液検査(肝機能検査等)
- カ 寄生虫検査
- キ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

2 肉用牛衛生指導事業実施要領

(1) 目的

肉用牛の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図る。

(2) 対象

肉用牛(繁殖牛・肥育牛)

(3) 検査

- ア 導入牛検査(ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫等の抗体検査)
- イ 牛伝染性鼻気管炎、牛流行熱等の浸潤状況調査
- ウ 異常産検査(アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症等)
- エ 血液検査
- オ 寄生虫検査
- カ 繁殖検査
- キ その他

(4) 実施方法および指導

市町からの依頼に基づき計画を樹立したうえで、市町の指定する協力獣医師および関係機関と連携して定期巡回指導と成績検討を実施し、経営の改善を図る。

3 繁殖管理技術指導事業実施要領

(1) 目的

繁殖障害の発生予防と早期受胎を促進するため必要な検査ならびに指導を行い、生産性向上と経営安定を図る。

(2) 対象

乳用牛

(3) 検査

ア 臨床検査

イ 繁殖検査

ウ その他

(4) 実施方法および指導

市町からの依頼に基づき、計画を樹立したうえで、市町の指定する協力獣医師および関係機関と連携して定期巡回指導と成績検討を実施し、経営の改善を図る。

4 若狭牛生産衛生管理対策事業実施要領

(1) 目的

若狭牛生産農家においてビタミン等の微量成分の給与状況や盲目、浮腫などの疾病発生状況を調査するとともに血液検査を実施し、疾病発生予防と肉質の良い若狭牛の生産を図る。

(2) 対象

肉用牛

(3) 検査

ア 生体検査(健康検査、体測)

イ 血液検査

ウ 枝肉調査

エ その他(給与飼料の聞き取り等)

(4) 実施方法および指導

対象農家を選定し、関係機関と連携して定期的検査および指導を実施する。

5 受精卵移植技術向上対策事業実施要領

(1) 目的

受精卵移植により若狭牛の生産を推進するとともに受胎率の向上と技術の普及を図る。

(2) 対象

乳用牛、肉用牛(繁殖牛)

(3) 検査

ア 受卵牛の衛生検査

イ 受精卵移植の衛生検査

ウ 移植後の衛生検査

(4) 指導

受胎率の向上のため適正な飼養管理技術の指導を行う。

6 酪農経営安定化事業

(1) 目的

妊娠期の乳牛の健康診断を実施し、産後の起立不能および乳房炎を減らし、酪農経営の安定化を図る。

(2) 対象

乳用牛

(3) 検査

ア 血液検査（肝機能、脂質代謝等）

イ 乳房炎精密検査（細菌検査、薬剤感受性試験）

ウ 細菌検査（糞便の細菌検査）

(4) 実施方法および指導

検査を実施し、検査結果に基づき診療獣医師および関係機関と連携し指導を実施する。

第2 豚関係事業

1 豚衛生指導事業実施要領

(1) 目的

豚の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、経済効果の高い良質の肉豚生産の推進を図る。

(2) 対象

豚

(3) 検査

ア 県内の清浄性確認のための検査

オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群

イ 浸潤状況の把握および予防接種の効果の確認のための検査

豚熱

ウ 異常産調査

エ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

第3 家きん関係事業

1 家きん衛生指導事業実施要領

(1) 目的

家きんの伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、良質で安全性の高い家きん卵、家きん肉生産の推進を図る。

(2) 対象

鶏(採卵鶏、肉用鶏)

(3) 検査

ア ニューカッスル病、鳥マイコプラズマ症等、伝染性疾病の抗体検査

イ サルモネラ汚染状況調査(採卵鶏)

ウ 高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ立入検査

エ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携し対策を実施する。なお、検査は1日1農場とする。

第4 共通事業

1 鳥インフルエンザ等家畜伝染病まん延防止対策事業実施要領

(1) 目的

家畜伝染病まん延防止のため特定疾病に対し監視を強化する。

(2) 対象

豚、鶏(採卵鶏、肉用鶏)、野鳥

(3) 検査

ア 鳥インフルエンザ、豚インフルエンザのモニタリング、抗体検査

イ 黄色ブドウ球菌等汚染状況調査

ウ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

V 福井県防疫対策要領等

1 福井県牛伝染性リンパ腫防疫対策要領

牛伝染性リンパ腫のうち牛伝染性リンパ腫ウイルス(BLV)の感染によって発生する地方病性牛伝染性リンパ腫(以下「本病」という)は、ここ数年来、全国的にその発生が増加傾向にある伝染性の疾病である。

現在、本病に対する治療法はなく、またワクチンの開発もなされていないので、防疫対策は畜産振興上重大な問題となっている。

伝播様式は、垂直感染や水平感染があり、胎盤感染、経乳感染、汚染された注射針や直腸検査用手袋の連続的利用および吸血昆虫を介しての感染などが知られている。潜伏期は一般に長く、感染しても発症率は低いため、本病で問題になっているのは、無症状で経過している感染牛が感染源となっていることである。

発症牛では、消瘦、元気消失、眼球突出、下痢、便秘などを呈する。全身のリンパ節、各実質臓器に広く腫瘍形成が認められ、予後不良となる。

1 目的

本県において比較的陽性率の高いフリーストール形式導入農家、放牧牛、放牧経験牛を中心に、乳用牛・繁殖和牛の大型農家および公共育成牧場において本病の実態を把握し、まん延防止に努める。

2 方法

- (1) 結核・ブルセラ症等のサーベイランス検査と平行して BLV 抗体検査を実施する。
- (2) 県外からの導入牛は着地検査を実施する。公共育成牧場に関しては、買取前および譲渡前に検査を実施する。
- (3) 抗体検査は BLV 抗原を用いたエライザ法で実施するが、6 か月齢未満の子牛が陽性になった場合、6 か月齢以降に再検査を実施する。また、必要に応じて PCR 法などの精密検査を実施する。

3 指導

- (1) 感染牛は隔離して淘汰することを基本方針とする。
- (2) 県外より牛を導入する際は、陰性証明の添付を求めるなど、抗体陰性牛を導入するよう努める。
- (3) 県外より牛を導入した場合、家畜保健衛生所に連絡するものとする。
- (4) 水平感染を防止する。
 - ア 衛生管理基準を遵守し、本病を媒介する「アブ」等の吸血昆虫による感染を防止する。
 - イ 感染牛の搾乳は、最後に行う。
 - ウ 注射針および直検手袋を確実に交換する。
 - エ 除角、去勢、削蹄、耳標装着および鼻環装着等の実施後は止血を行い、それらの器具の使用時には1頭ごとに消毒する。
- (5) 垂直感染を防止する。
 - ア 感染牛はできるだけ繁殖に供さない。
 - イ 感染牛の乳は子牛に給与しない。やむを得ず給与する場合は、正確な温度制御が可能な加温器を用いて加温したもののまたは一度完全に凍結し、融解したものを給与する。

附則

平成3年4月制定

平成20年7月31日一部改正

平成29年6月1日 一部改正

2 福井県オーエスキー病防疫対策要領

第1 趣 旨

福井県のオーエスキー病防疫対策は、オーエスキー病防疫対策要領(平成3年3月22日付け3畜A第431号農林水産省畜産局長通達、平成20年6月9日、平成22年3月19日および平成29年3月31日一部改正、以下「防疫対策要領」という。)を基本に、本実施要領により実施する。

第2 基本方針

- 1 豚の所有者(管理者を含む。以下同じ。)は、オーエスキー病(以下「本病」という。)も含めた伝染性疾病の発生およびまん延を防止するため、日頃から家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準および防疫対策要領のⅡによる基本的な防疫措置を踏まえ、衛生的な飼養管理の徹底に努めるものとする。
- 2 オーエスキー病の防疫対策については、現状では、本県における本病の発生および浸潤がないことを踏まえ、定期的な抗体検査の実施と清浄地域からの清浄豚の導入により、本病の発生予防と清浄維持を図る。
- 3 野外ウイルス感染豚が確認された場合にあっては、豚の所有者はすみやかに淘汰を実施して汚染拡大の防止を図る。
- 4 ワクチンは、発生予防効果を有するものの、感染防止効果を十分有しないとされていることから、清浄地域である本県は、ワクチン使用による防疫対策は当分の間応用しない。
- 5 本病の防疫を的確かつ円滑に推進するため、福井県オーエスキー病防疫協議会を設置し、関係者の合意のもとに一体的な対策を進める。

第3 防疫措置

1 飼養衛生管理

防疫対策要領のⅡの1に準じて行う。

2 発生予防

- (1) 豚の所有者は、家畜保健衛生所に依頼し、定期抗体検査を6か月に少なくとも1回、14頭を無作為に抽出して行い、本病の清浄度の確認を行う。
- (2) 養豚農家が豚を県外から導入する場合は次の事項を厳守する。

ア 事前に導入先、導入頭数、導入時期を家畜保健衛生所に連絡し、家畜防疫員の指示を受ける。

イ オーエスキー病の野外ウイルス感染豚でない証明が添付されていることを確認のうえ導入する。

ウ 導入豚は、おおむね3週間隔離観察を行うこととし、浸潤地域及び清浄化監視段階の地域からの導入豚については、隔離観察を開始後、おおむね2週間後に繁殖豚にあっては全頭、肥育豚にあっては防疫対策要領Ⅲの4の(2)のアの(ア)のA検査の頭数について、家畜保健衛生所に抗体検査を依頼し、陰性であることの確認を受ける。

(3) 家畜保健衛生所は、全国のオーエスキー病発生状況の情報を収集し、養豚農家に通知する。

3 発生時の防疫対策

(1) 導入後の隔離観察期間において、本病の発生が確認された場合には、養豚農家は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに隔離のうえ、速やかに淘汰を実施する。この場合、と畜場への搬入を禁止する。

(2) 野外ウイルス感染の抗体陽性豚および抗体疑陽性豚についても、清浄度を維持する観点から、養豚農家は、早期淘汰に努める。

(3) 発生農家における防疫措置は、野外ウイルス感染豚の早期淘汰を基本に、防疫対策要領Ⅱの2に準じて行うものとする。

第4 防疫の推進体制

本病の防疫対策を円滑かつ的確に実施するため、関係機関、団体等による福井県オーエスキー病防疫協議会を設置する。

1 構成員

福井県中山間農業・畜産課、畜産試験場、家畜保健衛生所、流通販売課、関係農林総合事務所、関係市町、福井県畜産協会、福井県獣医師会、福井県養豚協会、福井県経済農業協同組合連合会、福井県農業共済組合、福井県配合飼料価格安定基金協会

2 協議会は、防疫対策要領・本実施要領に従い、本病防疫の円滑な実施について次の内容を検討する。

(1) 地域における本病の発生予防対策

(2) 本病発生時における地域防疫対策

(3) その他、本病の防疫対策に必要なこと

3 協議会の事務局は福井県畜産協会内に置き、会長は、常務理事があたる。

4 協議会は、必要に応じて随時開催する。

附則

平成3年4月制定

平成20年7月31日一部改正

平成29年6月1日 一部改正

3 福井県ヨーネ病防疫対策要領

第1 基本方針

ヨーネ病(以下「本病」という。)は、近年摘発頭数の急増がみられ全国的なまん延が危惧されている。定期的な検査の実施と導入牛を中心とした着地検査の実施により、本病の発生予防と県内への侵入防止を図る。

第2 定義

本要領において、次の1から8までに掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- 1 「新規発生確認」とは、3 のカテゴリー I の農場において、本病の発生が確認されたことをいう。
- 2 「清浄確認」とは、本病の発生が確認されていないことまたは本病の発生が確認された後、第6に規定する措置および第7に規定する対策を講じ、患畜および疑似患畜が確認されなくなったことをいう。
- 3 「カテゴリー I の農場」とは、清浄確認が行われており、第4の規定により予防対策が講じられ、かつ、第5の(1)に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農家をいう。
- 4 「カテゴリー II の農場」とは、本病の発生があり、第6に規定する措置または第7に規定する対策を講じている農場をいう。
- 5 「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。)別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法もしくはエライザ法による検査またはその両方による検査をいう。
- 6 「遺伝子検査(定性判定)」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、ヨーネ菌遺伝子の有無を確認するための検査をいう。
- 7 「遺伝子検査(定量判定)」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、糞便抽出液 2.5 μ l 中の遺伝子量を基準とした判定(0.001pg/2.5 μ l 以上の検体を陽性とする。)を行なう検査をいう。
- 8 「抗原検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査もしくは遺伝子検査(定性判定)またはその両方による検査をいう。

第3 対象牛

- 1 搾乳の用に供し、または供する目的で飼養している雌牛。
- 2 種付けの用に供し、または供する目的で飼養している雄牛。
- 3 前2の牛と同一施設内で飼養している牛。
- 4 繁殖の用に供し、または供する目的で飼養している肉用雌牛。

第4 発生予防対策

家畜保健衛生所(以下「家保」という。)は、獣医師等と連携し、牛の所有者に対し、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準ならびに次の1および2に掲げる事項を遵守するよう、助言または指導を行う。

1 適切な飼養衛生管理

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行う。

- (1) 子牛は可能な限り早期に成牛(母牛を含む。)群から離して飼養すること。
- (2) 子牛への初乳給与にあたっては、清浄確認が行われており、かつ、第4に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳または代用初乳を摂取させること。

- (3) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- (4) 牛の排せつ物および排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成(堆肥化)させること。
- (5) 牛舎内、特に牛床、飼槽およびウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃または消毒すること。
- (6) 農場入口での消毒薬の散布ならびに牛舎入口での専用作業靴への交換および踏込消毒槽の設置等による、入場車輛および作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。
- (7) 日ごろより飼養牛の健康状態を観察し、何らかの異常が確認された場合には速やかに獣医師または家保に連絡し、必要な検査を受けること。

2 牛の移動の際の証明等

本病の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いと考えられることから、牛の所有者は、出荷農場、導入農場双方の協力により次の(1)から(7)までに掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防に努める。

- (1) 家保は、農場への牛の導入にあたっては、出荷農場が第9の証明書によりカテゴリー I の証明を受けていることを確認する。また、カテゴリー I の証明を受けていることを確認した農場からの導入牛であっても、導入時には抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により陰性を確認する。
- (2) やむを得ずカテゴリー II の農場から牛を導入する場合にあつては、過去 6 か月以内に最低 3 か月の間隔をあけた 2 回以上の抗原検査等により陰性が確認されたものに限ること。
あわせて、導入後に再度、1 回以上の抗原検査により陰性を確認する。
なお、出荷月齢等の理由から最低 3 か月の間隔をあけた 2 回以上の抗原検査の実施が困難なものについては、1 回の抗原検査により陰性を確認した個体に限り出荷できるものとする。この場合においては、導入農場において導入後に最低 3 か月の間隔をあけた 2 回以上の抗原検査により陰性を確認すること。
- (3) カテゴリー I および II 以外の農場から牛を導入する場合は、第9の証明書により陰性を確認するよう努めること。陰性の確認されていない個体については、導入農場において、抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により陰性を確認する。
- (4) 牛の出荷者は、上記の確認が円滑に行われるよう、第9の規定に基づき、必要な証明書の交付を受けること。
- (5) 牛を導入した場合には、該当牛について、(1)から(3)までの確認が終了するまでの間、隔離牛舎、空き牛舎等を利用し他の飼養牛と接触させないよう隔離飼育すること。
ただし、肥育のみを行なう農場における牛の導入にあつては、(1)から(3)までの検査および隔離飼育は必ずしも必要ではない。
- (6) 共進会等の催物を目的とした、カテゴリー II の農場からの牛の一時的な移動にあつては、当該催物の開催者から出場の許可を得た場合であっても、当該移動牛について少なくとも(2)の規定に準じ、本病の陰性を確認すること。
また、カテゴリー II 以外の農場からの牛の移動についても、抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により陰性を確認する。
- (7) カテゴリー II の農場からの牛の移動に際しては、隔離・消毒の徹底等、輸送中の他の

農場の牛が本病に感染することを防ぐための措置を講ずること。

第5 患畜または疑似患畜の判定

家畜防疫員は、次の(1)から(4)までの検査を実施し、規則別表第 1 ヨーネ病の項の規定に基づき、本病の患畜または疑似患畜(以下「患畜等」という。)を判定する。

- (1) 法第 5 条に基づく検査(サーベイランス)
- (2) 第4の 2 の(1)から(3)までの規定に基づく検査(以下「着地検査」という。)
- (3) 第6の 4 及び第7に規定された同居牛の検査
- (4) その他病性鑑定等による自主検査

第6 患畜等確認時の防疫措置

家保は、獣医師および患畜所有者と連携し、次の 1 から 6 までに掲げる防疫措置を講じる。

1 患畜等の隔離

本病の患畜または疑似患畜の所有者に対し、法第 14 条第 1 項の規定に基づき患畜等を速やかに隔離するよう指示する。

2 殺処分命令

本病の患畜の所有者に対し、法第 17 条第 1 項の規定に基づき、患畜確認後2週間以内に当該患畜の殺処分を行うよう命ずる。

3 消毒等

患畜等が確認された農場においては、患畜の所有者に対し、法第 25 条第 1 項の規定に基づき、牛舎内の消毒(石灰乳の塗布等)を行うよう指示するとともに、糞尿(発酵が不十分な堆肥を含む。)の適正な処理について指導する。また、上記の防疫措置が終了するまでの間、関係者以外の出入りを制限するよう指導する。

4 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第 31 条または法第 51 条等に基づき次の(1)および(2)に掲げる検査を実施する。ただし、第4の 2 の(1)から(5)までの規定に基づき、検査および隔離飼育中(直接または間接的に他の飼養牛と接触しない場合)に患畜が確認された場合にあっては、この限りではない。

- (1) 当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、または供する目的で飼養されている 6 か月齢以上のすべての牛について、次のいずれかの検査(以下「同居牛検査」と総称する。)を実施すること。ただし、同居牛検査時に水様性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示す個体については、②の検査を選択するとともに、糞便の細菌検査(直接鏡検)もあわせて実施すること。また、検査日前1か月の間に次の①または②の検査方法で検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部とみなすことができる。

① 抗体検査により陽性となった個体について実施する遺伝子検査(定量判定)

② 分離培養法による細菌検査もしくは遺伝子検査(定量判定)またはその両方による検査

- (2) 該当農場で飼養されている牛のうち、6か月齢未満の牛については、本病の発生状況等を踏まえ、ヨーニン検査等を実施すること。

5 出荷農場に対する措置

家保は、着地検査で患畜が確認された場合は、検査の結果および疫学的な関連を考慮し、出荷農場に対し法第 51 条および 4 に基づく検査を行う。

なお、出荷農場が県外に所在する場合には、家保は出荷農場の所在する都道府県に連

絡し、連絡を受けた都道府県は出荷農場について必要な検査等を行なう。

6 病性鑑定の実施

本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果および病性鑑定材料を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に送付する。

第7 まん延防止対策

家保は、獣医師および患畜の所有者等と連携し、第6に規定する発生確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずる。

1 まん延防止のための検査

まん延防止のための検査は、次の(1)および(2)により実施する。ただし、新規発生確認の際に、慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等の臨床症状を示す患畜が確認された農場または第6 に規定する措置もしくは1から3までの対策を実施している際に発生確認があった農場等については、(1)の最終検査後2年間、少なくとも年1回同居牛検査を実施する。なお、まん延防止のための検査については、検査手数料を徴収しないこととする。

(1) 第6の4の(1)に規定する検査の後、まん延防止のため、少なくとも年3回の同居牛検査を実施する。

(2) 第6の4の(2)に規定する検査を実施する。

2 自主検査の推進

家保は、患畜が確認された農家の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、第6の4および1に規定する検査の他に、自主的な検査を実施するよう、助言指導を行う。

3 自主とう汰の推進

家保は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1)から(3)までのいずれかの項目に該当する牛が確認された場合には、速やかに自主的とう汰するよう助言または指導する。ただし、自主とう汰後も、当該とう汰牛については、分離培養法による細菌検査を継続して行い、ヨーネ菌が分離された場合には、第6に規定された防疫措置を講ずる。

(1) 高度な汚染が想定される農場で飼養されており、患畜と疫学的に関連が高い牛。

(2) 遺伝子検査(定性判定)の結果、検体中にヨーネ菌遺伝子が確認された牛。(ただし、遺伝子検査(定量判定)の結果、陽性となったものを除く。)

(3) エライザ法による検査で陽性となった牛。

第8 サーベイランスの実施

第3に規定する牛については、地域を指定して少なくとも5年ごとに検査を実施する。

第9 検査証明書の交付

家保は、牛の所有者から、該当農場がカテゴリー I であることの証明またはヨーネ病検査において陰性であったことの証明に係る申請があった場合は、必要な事項について確認の上、別記様式により証明書を交付する。

附則

1 平成12年制定

3 平成20年12月1日 改正

2 平成20年6月2日 改正

4 平成25年4月1日 改正

5 平成29年6月1日 改正

4 福井県家畜排せつ物の管理の適正化のための事務取扱要領(抜粋)

第1 趣 旨

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号。以下、「法」という。)に規定された知事の権限に属する事務の執行については、法、同法施行令(平成11年政令第348号)、同法施行規則(平成11年農林水産省令第74号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行について(平成11年農林水産省畜産局長通知)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の運用について(平成11年農林水産省畜産局畜産経営課長通知)の定めによるほか、この要領によるものとする。

第2 巡回指導

農林総合事務所長、嶺南振興局農業経営支援部長および嶺南振興局二州農林部長(以下「農林総合事務所長等」という。)は、法が適用される畜産業を営む者(以下、「畜産農家等」という。)に対し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律で定める管理基準(構造設備に関する基準、管理の方法に関する基準:以下「管理基準」という)が遵守されるよう、毎年半期ごとに計画的な巡回指導を行うものとする。

第3 立入検査

知事または家畜保健衛生所長は、法第6条第1項の規定に基づく立入検査を行う場合、関係市町長等の立会いのもとで複数人により実施するものとする。

2 家畜保健衛生所長は、次に掲げる場合に立入検査を行うものとする。

- (1) 管理基準違反が発生しているまたは発生する恐れがある場合
- (2) 畜産農家等に家畜の飼養規模に変更があった場合
- (3) その他必要があると認められる場合

3 立入検査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 管理施設の構造設備に関する基準との適合状況〔規則第1条一のイ、ロ関係〕
- (2) 家畜排せつ物の管理施設における管理状況〔規則第1条二のイ関係〕(
- (3) 管理施設およびその関連施設の管理・使用状況〔規則第1条二のロ、ハ、ニ、ホ関係〕

4 立入検査員は、立入検査結果に基づき、立入検査調書を作成するものとする。

5 家畜保健衛生所長は、立入検査員の立入検査を実施させた場合、速やかに立入検査報告書を農林水産部長に提出するものとする。また、家畜保健衛生所長は、立入検査調書を関係農林総合事務所長等および関係市町長へ送付するものとする。

6 知事は、立入検査員を次の機関の職員のうちから任命する。

中山間農業・畜産課、畜産試験場、家畜保健衛生所

第4 指導および助言

家畜保健衛生所長は、立入検査の結果、指示事項のある場合は、指導・助言票を交付して法第4条の規定による指導および助言を行うものとする。なお、指示事項が重大と判断される場合は、改善計画の提出を求めるものとする。

2 家畜保健衛生所長は、立入検査による指導及び助言を行った場合は、当該立入検査報告書に、立入検査調書と畜産農家等に対して交付した指導・助言票の写を添えて知事に提出するものとする。また、家畜保健衛生所長はそれらの写を関係農林総合事務所長等と関係市町長に送付するものとする。

3 関係農林総合事務所長等および関係市町長は、指導・助言による改善の徹底が図られる

よう当該畜産農家等を指導するものとする。

第5 改善勧告

家畜保健衛生所長は、上記第4による指導および助言を行っても、それに従わないと認められる場合に、法第5条第1項の規定による改善勧告を行うものとする。

2 改善勧告を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

(1) 法の管理基準および家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守状況等について十査すること。

(2) 善事項およびその期限を明示した改善勧告書により行うこと。

3 家畜保健衛生所長は、改善勧告を行った場合は、当該立入検査報告書に、立入検査調書と畜産農家等に対して交付した改善勧告書の写を添えて知事に提出するものとする。また、家畜保健衛生所長は、それらの写を関係農林総合事務所長等と関係市町長に送付するものとする。

4 家畜保健衛生所長は改善勧告期間中に、必要に応じて立入検査を実施し、改善状況を確認するものとする。

5 関係農林総合事務所長等と関係市町長は、改善勧告期間中に、改善勧告事項が達成されるように当該畜産農家等を指導するものとする。

6 家畜保健衛生所長は改善勧告の期限後に、改善事項の達成状況を確認し、その確認後もなお次のような場合に、知事に改善命令を進言するものとする。

(1) 法の管理基準を遵守する意思がなく、改善勧告に従わなと認められる場合。

(2) 改善勧告に対する報告書の徴収に応じない。

第6 改善命令

知事は、家畜保健衛生所長から、第5の6による改善命令の進言があった場合に、改善命令を行うものとする。

2 改善命令を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

(1) 改善命令に当たっては、事前に行政手続法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与を書面で通知したうえで、弁明書の提出を求めること。

(2) 改善命令は、改善の措置の内容とその期限を明示した改善命令書により行うこと。

3 知事は、改善命令の内容を関係農林総合事務所長等および家畜保健衛生所長に通知し、当該措置期間中の指導を指示するとともに、関係市町長に協力を依頼するものとする。

4 知事は、改善命令の期限の後、再度の立入検査の結果、改善命令に沿った措置を講じていないと認めるときは、罰則の適用について検討するものとする。

第7 報告の徴収

知事または家畜保健衛生所長は、法第6条第1項の規定による報告を徴収する場合には、報告を求める事項および理由等を明記の上、期限を付して、報告提出通知により行うものとする。

2 家畜保健衛生所長は、前項に基づき徴収した報告内容について、速やかに報告徴収状況書を農林水産部長に提出するものとする。

附則

平成16年9月制定

【令和3年度家畜保健衛生事業成績】

I 家畜伝染病予防事業成績

1 総括表

(1) 予防事業

事業名	対象家畜	実施頭羽数	摘要
① 結核検査	牛	2	家畜伝染病予防法第51条
② ブルセラ症検査	牛	24	家畜伝染病予防法第51条
③ ヨーネ病検査	牛	687	家畜伝染病予防法第5条および51条
④ 牛伝染性疾病検査	牛	延19,419	臨床検査頭数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第5条 ①アカバネ病 家畜伝染病予防法第51条 ①牛伝染性リンパ腫 ②牛伝染性鼻気管炎
⑤ 牛海綿状脳症検査	牛	57	家畜伝染病予防法第5条
⑥ 馬伝染性貧血検査	馬	0	家畜伝染病予防法第5条
⑦ 豚熱検査	豚	259	家畜伝染病予防法第5条
⑧ 豚伝染性疾病検査	豚	延30,720	臨床検査頭数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第51条 ①オーエスキー病 ②豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)
⑨ 野生いのしし豚熱検査	いのしし	338	
⑩ 伝達性海綿状脳症	めん羊・山羊	15	家畜伝染病予防法第5条
⑪ めん羊・山羊伝染性疾病検査	めん羊・山羊	0	家畜伝染病予防法第51条
⑫ 家きんサルモネラ症検査	鶏	53	家畜伝染病予防法第5条(ひな白痢)
⑬ 鶏伝染性疾病検査	鶏	延2,038,517	臨床検査羽数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第5・51条 ①高病原性鳥インフルエンザ ②ニューカッスル病 ③鳥マイコプラズマ症
⑭ 腐蛆病検査	蜜蜂	314	家畜伝染病予防法第5条
⑮ 蜜蜂衛生指導	蜜蜂	0	家畜伝染病予防法第51条 (県内転飼、定飼)

(2) 豚熱ワクチン接種事

市町	繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他	合計
福井市	0	0	0	2	2
大野市	0	0	142	0	142
越前市	148	2	2,910	0	3,060
坂井市	23	5	268	0	296
若狭町	0	0	0	1	1
計	171	7	3,320	3	3,501

2 結核・ブルセラ症・ヨーネ病検査成績

市町名	検査戸数	結核		ブルセラ症		ヨーネ病	
		検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
福井市	4	1	0	1	0	40	0
敦賀市	1	0	0	1	0	1	0
大野市	4	0	0	0	0	25	0
勝山市	2	0	0	0	0	175	0
あわら市	2	0	0	4	0	135	0
越前市	0	0	0	0	0	0	0
坂井市	10	1	0	1	0	169	0
池田町	0	0	0	0	0	0	0
美浜町	2	0	0	1	0	2	0
若狭町	2	0	0	0	0	133	0
おおい町	1	0	0	0	0	7	0
合計	28	2	0	8	0	687	0

3 牛伝染性疾病検査成績

(1) アルボウイルス(アカバネ病)の流行状況調査

大野市、勝山市、美浜町および若狭町の4戸、計31頭を対象に6月から11月にかけて定期的に採血し抗体の動きを調査した。

疾 病 名	検 査 戸 数	検 査 頭 数	陽 転 頭 数			
			6 月	8 月	9 月	11 月
ア カ バ ネ 病	4	31	0	0	0	0

アルボウイルスの動きは確認されなかった。

(2) 牛伝染性リンパ腫

市 町 名	検 査 戸 数	検 査 頭 数	陽 性 頭 数
福 井 市	3	21	3
敦 賀 市	2	5	1
大 野 市	1	12	0
勝 山 市	3	538	7
あ わ ら 市	2	126	1
越 前 市	0	0	0
坂 井 市	9	229	34
池 田 町	0	0	0
美 浜 町	2	5	0
若 狭 町	2	209	8
お お い 町	1	7	6
合 計	25	1,152	60

(3) 牛ウイルス性下痢

市 町 名	検 査 戸 数	検 査 頭 数	遺 伝 子 検 査 陽 性 頭 数
福 井 市	1	14	0
大 野 市	1	19	0
美 浜 町	1	2	0
若 狭 町	1	2	0
合 計	4	37	0

4 牛海綿状脳症検査成績

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく分類

月 齢	合 計	特定臨床症状牛・特定臨床症状を呈していた可能性のある牛		歩行困難・起立不能牛等			一般的な農場死亡牛
		計	(ア) a	計	(ア) b	(イ) a	(イ) b
12か月齢未満	1	0		1			1
12か月齢以上	0	0		0			
24か月齢以上	0	0		0			
48か月齢以上	15	0		15	15		
60か月齢以上	9	0		9	9		
72か月齢以上	13	0		13	13		
84か月齢以上	6	0		6	6		
96か月齢以上	6	0		6	5		1
108か月齢以上	8	0		8	8		
不 明	0	0		0			
合 計	58	0	0	58	56	0	1

5 豚熱検査および豚伝染性疾病検査成績

豚に対し豚熱、オーエスキー病(AD)、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)の抗体検査を実施した。

市 町 名	検査戸数	検査頭数および抗体陽性頭数					
		豚 熱		A D		P R R S	
		検査	陽性	検査	陽性	検査	陽性
大 野 市	1	60	40	60	0	60	0
越 前 市	1	140	134	180	0	180	0
坂 井 市	1	59	59	44	0	44	0
合 計	3	259	233	284	0	284	0

AD、PRRSについては、抗体陽性豚は確認されなかった。
豚熱については、ワクチン接種による抗体陽性が確認された。

6 野生いのししの豚熱遺伝子検査(PCR法)・抗体検査(ELISA法)

(1) 豚熱遺伝子検査(PCR法)

市町名	検査頭数	陽性頭数	陽性率(%)
福井市	18	0	0.0
敦賀市	17	0	0.0
小浜市	22	9	40.9
大野市	37	0	0.0
勝山市	15	2	13.3
鯖江市	3	0	0.0
あわら市	18	1	5.6
越前市	30	2	6.7
坂井市	1	0	0.0
永平寺町	0	0	0.0
池田町	0	0	0.0
南越前町	26	0	0.0
越前町	18	0	0.0
美浜町	46	5	10.9
高浜町	42	16	38.1
おおい町	15	5	33.3
若狭町	29	6	20.7
県全体	337	46	13.6

(2) 豚熱抗体検査(ELISA法)

市町名	検査頭数	陽性頭数(±含)	陽性率(%)
福井市	18	4	22.2
敦賀市	17	9	52.9
小浜市	19	16	84.2
大野市	37	13	35.1
勝山市	15	5	33.3
鯖江市	3	2	66.7
あわら市	17	7	41.2
越前市	31	12	38.7
坂井市	1	0	0.0
永平寺町	0	0	0.0
池田町	0	0	0.0
南越前町	24	6	25.0
越前町	14	5	37.5
美浜町	37	19	51.4
高浜町	39	21	53.8
おおい町	13	7	53.8
若狭町	27	22	81.5
県全体	312	148	47.4

7 家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査成績

市 町 名	飼養羽数	検査羽数	陽性羽数
坂 井 市	229	53	0
合 計	229	53	0

8 鶏伝染性疾病検査成績

(1) 高病原性鳥インフルエンザ調査成績(定点モニタリング)

調査項目	検査材料	採取場所	検 体 数	陽性数
ウイルス分離	気管スワブ	福 井 市 勝 山 市	480(10羽×12か月×4定点)	0
	クロアカスワブ	坂 井 市 若 狭 町	480(10羽×12か月×4定点)	0
抗体検査	血 清	(計4か所)	480(10羽×12か月×4定点)	0

(2) 高病原性鳥インフルエンザ調査成績(県内一円モニタリング)

市 町 名	検査戸数	検査羽数	陽性羽数
福 井 市	5	100	0
敦 賀 市	1	20	0
大 野 市	1	20	0
勝 山 市	1	20	0
鯖 江 市	1	10	0
あ わ ら 市	3	40	0
越 前 市	4	40	0
坂 井 市	6	80	0
池 田 町	1	20	0
南 越 前 町	1	0	0
越 前 町	1	10	0
お お い 町	1	20	0
合 計	26	380	0

(3) ニューカッスル病(ND)、鳥マイコプラズマ症(MG、MS)

市町名	検査戸数	検査羽数	抗体価					
			N		M	G	M	S
			<5	5≦	陽性羽数		陽性羽数	
福井市	6	120	32	88	110		10	
敦賀市	1	20	0	20	20		20	
大野市	1	20	0	20	20		20	
勝山市	1	20	20	0	0		0	
鯖江市	1	20	2	18	20		20	
あわら市	3	50	0	50	50		50	
越前市	4	80	16	64	80		80	
坂井市	6	120	0	120	120		115	
池田町	1	20	0	20	20		20	
南越前町	1	10	10	0	10		10	
越前町	1	20	0	20	20		20	
おおい町	1	20	12	8	20		20	
若狭町	1	20	0	20	20		20	
合計	28	540	92	448	510		405	

ニューカッスル病抗体価は、ワクチン接種鶏で5倍未満のものがみられたが、群全体の防御には問題ない程度であった。

ワクチン未接種鶏はほとんどが5倍未満であったが、1羽で抗体価が認められた。非特異的反応か交差反応と考えられた。

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(MG)は、予防接種が普及し、陽性反応が多く認められた。

マイコプラズマ・シノピエ感染症(MS)は、日齢に関係なく多くが陽性反応を示し、鶏舎汚染が認められた。

9 腐蛆病検査成績

市町名	検査場所	実施群数	病群数	備考
敦賀市	2	150	0	10月
大野市	4	164	0	5月、6月
合計	6	314	0	

10 監視伝染病発生状況

伝染性疾病の種類	区分	家畜の種類	発生年月	市町	件数	頭数
破傷風	届出	牛	令和3年5月	坂井市	1	1
山羊関節炎・脳炎	届出	山羊	令和3年5月	若狭町	1	1
牛伝染性リンパ腫	届出	牛	令和3年7月	おおい町	1	1

Ⅱ 家畜衛生技術普及強化事業成績

1 総括表

事業名	対象	実施頭羽数	摘要
① 家畜飼養衛生環境改善特別指導事業 ・肉用牛衛生検査 ・豚衛生検査 ・家さん衛生検査	牛・豚・鶏 肉用牛	15,076頭 247頭	臨床検査頭数 肉用牛繁殖検診頭数
	豚	32,570頭 213頭	臨床検査頭数 精密検査頭数
	採卵鶏・肉用鶏	1,484,307羽	臨床検査羽数
② 繁殖管理技術指導事業	乳用牛	1,569頭	検診頭数
③ 動物用医薬品品質確保特別対策事業 ・医薬品品質収去検査 ・薬剤耐性菌発現状況検査	動物用医薬品 販売業者	1製剤	合成抗菌剤A
	鶏	2株	サルモネラ、黄色ブドウ球菌
	豚	2株	
	乳用牛	11株	
④ 動物薬事	動物用医薬品 販売業者	12か所	販売業者の検査指導
⑤ 受精卵移植技術向上対策事業	牛	325頭	受精卵移植の実施
⑥ 若狭牛生産衛生管理対策事業	肉用牛	3戸 1,272頭	高品質な若狭牛生産のために 生産阻害要因となっている課題の調査と要因究明ならびに 指導
⑦ 鳥インフルエンザ等 家畜伝染病まん延防止対策事業 ・家畜伝染病まん延防止体制強化 ・動物由来感染症監視対策強化	鶏	240検体	インフルエンザモニタリング
	豚	2検体	
	野鳥	3検体	
	乳用牛	162検体	黄色ブドウ球菌
	鶏	28戸 110検体	サルモネラモニタリング
⑧ 酪農経営安定化事業	乳用牛	20戸 770頭	

2 家畜飼養衛生環境改善特別指導事業

(1) 肉用牛衛生検査事業成績

市 町 名	対象戸数	飼養頭数	実施回数	繁殖検診頭数
福 井 市	3	255	6	15
敦 賀 市	1	73	8	23
越 前 市	1	12	6	15
坂 井 市	13	1,122	6	45
池 田 町	4	244	6	26
美 浜 町	3	140	12	72
お お い 町	1	38	8	15
若 狭 町	3	125	2	3
合 計	29	2,009	54	214

(2) 豚衛生検査事業成績

市町名	対象戸数	飼養頭数	実施回数	臨床検査頭数	精密検査頭数
大野市	1	140	2	280	60
越前市	1	1,254	8	10,032	140
坂井市	1	96	3	288	59
合 計	3	1,490	13	10,600	259

(3) 家きん衛生検査事業成績

市 町 名	対象戸数	飼養羽数	実施回数	臨床検査羽数	精密検査羽数
福 井 市	6	31,740	12	63,480	120
敦 賀 市	1	300	2	350	20
大 野 市	1	180	2	360	20
勝 山 市	1	178	2	356	20
鯖 江 市	1	222	2	444	20
あ わ ら 市	3	237,200	5	474,400	50
越 前 市	4	48,638	8	81,696	80
坂 井 市	6	504,285	12	938,270	120
池 田 町	1	400	2	800	20
南越前町	1	300	1	600	10
越 前 町	1	160	2	320	20
お お い 町	1	161	2	160	20
若 狭 町	1	8,500	2	8,500	20
合 計	28	832,264	54	1,569,736	540

3 繁殖管理技術指導事業

市 町 名	対 象 農 家		巡 回 回 数	検 査 頭 数
	戸 数	頭 数		
福 井 市	3	102	12	305
敦 賀 市	1	35	12	76
大 野 市	5	244	24	421
勝 山 市	2	131	12	222
あ わ ら 市	2	138	12	238
坂 井 市	3	131	12	181
美 浜 町	1	56	11	51
若 狭 町	1	6	12	34
合 計	18	843	107	1,528

4 動物用医薬品品質確保特別対策事業

(1) 医薬品品質収去検査

製剤群	品 名	製 造 業 者 名	検 査 項 目	規 格 値	結 果	合 否
殺菌消毒剤	PVPヨード液 10%「フジタ」	フジタ製薬 株式会社	定量	表示量の85～120%に 対応するポピドンヨード (有効ヨウ素として 100mL中0.85～1.2g) を含む	102.8%	合格
			性状	赤褐色～黒褐色 振ると泡立つ 弱いヨウ素の臭気	黒褐色 泡立つ 弱ヨウ素臭	合格
			表示	—	問題なし	合格

(2) 薬剤耐性菌の発現状況検査

菌種	由来動物	分離株数	結 果
サルモネラ	-	分離なし	-
黄色ブドウ球菌	乳 用 牛	7	耐性なし
	豚	2	PCG,TC,CFX耐性
合 計		9	

5 動物薬事

業種	区分	対象箇所数	立入検査実施箇所数	違反発見箇所数	違反の内容(件数)						備考
					品質不良	不適正表示	違反広告	無許可品目	許可証不掲示	その他	
販売業	店舗販売業	10	3	0							
	特例店舗販売業	41	11	0							
	卸売販売業	9	4	0							
	配置販売業	0	0	0							
貸販売業・貸売業	高度管理医療機器	9	1	0							
	管理医療機器	15	0	0							
動物用医薬品を販売する薬局		1	1	0							
合計		85	20	0	0	0	0	0	0	0	

6 受精卵移植技術向上対策事業成績

(1) 移植の状況

令和4年3月31日 現在

戸数	検査頭数	移植実施頭数				
22	623	432	黄体形成不全	卵巣のう腫	その他	計
			112	27	52	191

(2) 移植卵別成績

令和4年5月31日 現在

分類	移植方法	移植頭数	受胎頭数	受胎未確認頭数	受胎率(%)
新鮮卵	1卵移植	0	0	0	-
	2卵移植	0	0	0	-
凍結卵	1卵移植	432	167	13	39.9
	2卵移植	0	0	0	-
合計		432	167	13	39.9

7 若狭牛生産衛生管理対策事業

市 町 名	対象戸数	実施回数	検査延頭数	血液生化学検査延頭数
坂井市	1	12	768	16
池田町	1	12	480	48
若狭町				0
合 計	2	24	1,248	64

8 鳥インフルエンザ等家畜伝染病まん延防止対策事業

(1) 定点モニタリング

調査項目	検査材料	採取場所	検 体 数	陽性数
ウイルス分離	気管スワブ	福井市 勝山市	480(10羽×12か月×4定点)	0
	クロアカスワブ	坂井市 若狭町 (計4か所)	480(10羽×12か月×4定点)	0
抗体検査	血 清		480(10羽×12か月×4定点)	0

(2) 県内一円モニタリング

市 町 名	検査戸数	検査羽数	陽性羽数
福井市	6	110	0
敦賀市	1	20	0
大野市	1	10	0
勝山市	1	10	0
鯖江市	1	10	0
あわら市	3	50	0
越前市	4	40	0
坂井市	6	50	0
池田町	1	10	0
南越前町	1	10	0
越前町	1	10	0
おおい町	1	20	0
合 計	27	350	0

高病原性鳥インフルエンザウイルスは分離されなかった。また、高病原性鳥インフルエンザウイルスの抗体は検出されなかった。

(2) 黄色ブドウ球菌調査成績(モニタリング)

検査材料	検査戸数	検体数	陽性数
乳 汁	11	173	42
合 計	11	173	42

(3) 養鶏場におけるサルモネラ汚染状況検査成績

市 町 名	検査戸数	塵 埃	
		検 体 数	陽 性 数
福 井 市	7	28	0
敦 賀 市	1	4	0
勝 山 市	1	4	0
鯖 江 市	1	4	0
あ わ ら 市	3	12	0
越 前 市	4	16	0
坂 井 市	6	24	0
池 田 町	1	4	0
南 越 前 町	1	4	0
越 前 町	1	4	0
お お い 町	1	4	0
若 狭 町	1	4	0
合 計	28	112	0

(4) 豚インフルエンザ調査成績

検 査 項 目	検査戸数	検 体 数	陽 性 数
抗 原 検 査	1	5	0

インフルエンザウイルスは検出されなかった

9 酪農経営安定化事業

(1) 事業成績

対象農家戸数	対象頭数	巡回指導回数	乳 房 炎 検 査 頭 数	血液生化学 検 査 頭 数
20	813	76	121	141

(2) 乳房炎検査

黄色ブドウ球菌	ブドウ球菌	レンサ球菌	腸内細菌	その他の菌	異常なし
42	10	28	6	13	96

(3) 血液生化学検査(重複)

肝機能低下	炎症性疾患	ケト-シス	その他の疾患	異常なし
42	73	19	16	34

Ⅲ 病性鑑定成績

1 概要

病性鑑定実施件数は432件(前年度435件)で、実施頭羽数は609頭羽(前年度915頭羽)、検体数は686検体(前年度1,227検体)であった。畜種別では、乳用牛は401頭、475検体で前年度(634頭、931検体)、鶏は7羽、7検体で前年度(53羽、67検体)より減少した。これは、同居家畜の検査(汚染状況や清浄性確認)が必要となるような伝染性疾病の発生がなかったためと考えられる。一方、めん山羊は40頭、42件で前年度(12頭、12件)と比較し大幅に増加した。これは、山羊の飼養者の増加に伴うものと考えられる。その他、肉用牛は79頭、80頭、豚は73頭、73検体で前年度とほぼ同様であった。依頼者別の内訳では、例年どおり飼養者からの依頼が最も多く284件で、前年度の288件とほぼ同様であった。項目別では、細菌検査が166件、ウイルス検査が80件、寄生虫検査が31件、生化学検査、臨床検査が131件、病理検査が226件(前年度はそれぞれ170件、80件、46件、111件、228件)でほぼ例年どおりであった。依頼目的別では、死因究明が185頭羽で前年度(219頭羽)と比較しやや減少した。

家畜伝染病の発生は確認されなかったが、届出伝染病では牛伝染性リンパ腫1例1、破傷風1例、山羊関節炎・脳症1例の発生があった。

監視伝染病以外の伝染性疾病は次のとおりであった。乳用牛では、牛ロタウイルス病(ロタウイルスA)、肉用牛では牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症、牛コクシジウム病、牛パスツレラ症、牛大腸菌症、肝膿瘍がみられた。豚では、豚胸膜肺炎、豚レンサ球菌症、豚クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症、豚トゥルエペレラ・ピオゲネス感染症、豚パスツレラ症、豚増殖性腸炎がみられた。鶏では鶏大腸菌症がみられた。

乳用牛の死廃原因の主なものは筋損傷、股関節脱臼、膿瘍形成などであった。起立障害や食欲不振、健康診断目的の血液生化学検査では、肝機能低下、ケトosis、低カルシウム血症などがみられた。乳房炎検査の結果、レンサ球菌、黄色ブドウ球菌、コアグラゼ陰性ブドウ球菌およびアエロコッカスが分離される検体が多かった。

2 家畜別病性鑑定実施件数

	乳用牛	肉用牛	馬	豚	めん羊 山羊	鶏	その他	合計
件数	275	70	4	48	27	3	5	432
頭数	401	79	4	73	40	7	5	609
検体数	475	80	4	73	42	7	5	686

3 月別病性鑑定実施件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
乳用牛	件数	19	19	25	32	16	24	34	24	13	20	27	22	275
	頭数	25	48	30	36	20	27	55	31	14	27	59	29	401
	検体数	26	58	30	38	23	27	75	36	16	28	85	33	475
肉用牛	件数	9	12	4	6	0	4	9	5	6	6	5	4	70
	頭数	10	13	4	6	0	5	9	6	11	6	5	4	79
	検体数	10	14	4	6	0	5	9	6	11	6	5	4	80
馬	件数	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4
	頭数	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4
	検体数	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4
豚	件数	1	3	4	2	5	3	3	7	7	3	7	3	48
	頭数	1	3	5	2	20	4	4	9	9	3	7	6	73
	検体数	1	3	5	2	20	4	4	9	9	3	7	6	73
めん羊 山羊	件数	3	3	0	2	3	5	3	2	2	0	3	1	27
	頭数	3	3	0	5	5	12	3	2	2	0	4	1	40
	検体数	3	3	0	7	5	12	3	2	2	0	4	1	42
鶏	件数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	頭数	1	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
	検体数	1	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
その他	件数	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	5
	頭数	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	5
	検体数	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	5
合計	件数	34	37	34	44	28	36	50	38	29	30	42	30	432
	頭数	41	67	44	51	49	48	72	48	37	37	75	40	609
	検体数	42	78	44	55	52	48	92	53	39	38	101	44	686

4 依頼者別内訳

	県機関	市	町	農共	業済	農協等	民間	飼養者	その他	合計
乳用牛	件数	3	0	72	0	27	173	0	275	
	頭数	3	0	88	0	29	281	0	401	
	検体数	3	0	95	0	29	348	0	475	
肉用牛	件数	3	0	9	1	13	44	0	70	
	頭数	3	0	10	1	15	50	0	79	
	検体数	3	0	10	1	16	50	0	80	
馬	件数	0	0	0	0	0	4	0	4	
	頭数	0	0	0	0	0	4	0	4	
	検体数	0	0	0	0	0	4	0	4	
豚	件数	2	0	0	0	0	46	0	48	
	頭数	2	0	0	0	0	71	0	73	
	検体数	2	0	0	0	0	71	0	73	
めん羊・山羊	件数	7	2	0	0	2	16	0	27	
	頭数	14	2	0	0	4	20	0	40	
	検体数	14	2	0	0	4	22	0	42	
鶏	件数	2	1	0	0	0	0	0	3	
	頭数	6	1	0	0	0	0	0	7	
	検体数	6	1	0	0	0	0	0	7	
その他	件数	0	4	0	0	0	1	0	5	
	頭数	0	4	0	0	0	1	0	5	
	検体数	0	4	0	0	0	1	0	5	
合計	件数	17	7	81	1	42	284	0	432	
	頭数	28	7	98	1	48	427	0	609	
	検体数	28	7	105	1	49	496	0	686	

5 項目別病性鑑定実施件数(重複)

	現 調	地 査	細 菌	ウイルス	寄 生 虫	生 化 学	臨 床	病 理	そ の 他	合 計
乳 用 牛	件 数	49	93	24	4	110	112	99	0	442
	頭 数	-	171	64	4	127	143	101	0	610
	項目数	-	947	119	8	508	286	123	0	1,991
肉 用 牛	件 数	5	20	4	6	18	18	51	0	117
	頭 数	-	20	4	7	25	25	52	0	133
	項目数	-	80	8	14	100	50	74	0	326
馬	件 数	0	1	0	0	0	0	3	0	4
	頭 数	-	1	0	0	0	0	3	0	4
	項目数	-	4	0	0	0	0	4	0	8
豚	件 数	3	43	47	0	1	1	47	0	139
	頭 数	-	67	72	0	1	15	57	0	212
	項目数	-	270	144	0	4	30	111	0	559
め ん 羊 山 羊	件 数	1	5	1	21	2	2	18	0	49
	頭 数	-	5	1	31	5	5	18	0	65
	項目数	-	20	2	66	20	10	28	0	146
鶏	件 数	0	3	3	0	0	0	3	0	9
	頭 数	-	4	7	0	0	0	4	0	15
	項目数	-	16	14	0	0	0	8	0	38
そ の 他	件 数	0	1	1	0	0	0	5	0	7
	頭 数	-	1	1	0	0	0	5	0	7
	項目数	-	4	2	0	0	0	6	0	12
合 計	件 数	58	166	80	31	131	133	226	0	767
	頭 数	-	269	149	42	158	188	240	0	1,046
	項目数	-	1,341	289	88	632	376	354	0	3,080

6 依頼目的別病性鑑定実施件数(主な検査依頼項目、一部重複)

依頼目的	乳用牛		肉用牛		馬		豚		めん山羊		鶏		その他	
	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数
死亡	51	50	46	47	3	3	42	48	19	20	3	7	5	5
廃用														
伝染性疾病疑い			1	1										
起立不能、横臥	40	40	3	3			4	5						
呼吸器症状														
難治性乳房炎														
衰弱														
下痢														
食欲廃絶	2	2												
発育不良	1	1					1	1						
その他	5	5	1	1			2	2						
異常産、死産	4	5	5	6							—	—		
下痢、血便	8	26	3	4					5	12				
乳房炎検査	53	127									—	—		
生化学検査														
食欲不振	61	72	10	11										
起立不能、困難	26	27	1	1	1	1								
健康診断	5	5	1	6										
ビタミンA検査			2	2										
削瘦・発育不良	1	2												
その他	11	18	2	2										
寄生虫検査	2	2	3	4					3	6				
BVD PI牛検査	15	36												
その他							2	31						

7 主な畜種別病性鑑定結果

畜種	依頼目的	診断名	件数	頭数
【乳用牛】	死因	脱水	6	6
		膿瘍形成	6	6
		敗血症	5	5
		乳房炎	4	4
		肺炎	3	3
		第4胃潰瘍	3	3
		栄養不良	3	3
		子宮捻転	2	2
		鼓脹症	2	2
		虚弱子牛症候群	2	2
		衰弱死	2	2
		通過障害	2	2
		疣贅性心内膜炎	1	1
		後大静脈血栓症	1	1
		肝機能不全	1	1
		腹膜炎	1	1
		第四胃穿孔、捻転	1	1
		化膿性腎炎	1	1
		子宮脱	1	1
		後産停滞	1	1
		分娩事故	1	1
		事故死	1	1
		死産・異常産	死産・異常産	分娩事故
奇形	2			2
廃用	廃用	筋損傷	8	8
		肝機能不全	5	5
		股関節脱臼	4	4
		膿瘍形成	4	4
		敗血症	3	3
		乳房炎	3	3
		骨折	3	3
		分娩性低カルシウム血症	2	2
		通過障害	2	2
		関節炎	2	2
		臍帯炎	2	2
		創傷性第2胃炎	2	2
		肺炎	1	1
		循環障害	1	1
		第四胃潰瘍	1	1
		疣贅性心内膜炎	1	1
		脱水	1	1
		後産胎盤停滞	1	1
		子宮蓄膿症	1	1
		胎膜水腫	1	1
		生殖器欠損	1	1
		野生動物による咬傷	1	1

	起立困難・不能	筋損傷	15	16	
		肝機能不全	6	6	
		低カルシウム・低リン血症	5	5	
	下痢	牛ロタウイルス病(ロタウイルスA)	1	1	
	食欲不振・廃絶	肝機能低下	15	16	
		ケトosis	7	7	
		炎症	7	8	
		貧血	6	6	
		低タンパク	4	5	
		低カルシウム・低リン血症	4	4	
		脱水	3	3	
		腎機能低下	2	2	
	健康診断	肝機能低下・胆管異常	1	1	
	乳房炎	レンサ球菌	24	28	
		黄色ブドウ球菌	17	40	
		コアグラールゼ陰性ブドウ球菌	9	10	
		アエロコッカス	5	6	
		大腸菌群	2	2	
		エンテロコッカス	1	1	
		その他	8	8	
【肉用牛】	死因	牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症	4	4	
		牛パストツレラ症	2	2	
		牛大腸菌症	1	1	
		肝膿瘍	1	1	
		肺炎	8	8	
		急性鼓脹症	6	6	
		尿石症	3	3	
		敗血症	1	1	
		疣贅性心内膜炎	1	1	
		脂肪壊死症	1	1	
		腹膜炎	1	1	
		腸間膜捻転	1	1	
		化膿性脳炎	1	1	
		貧血	1	1	
		尿路通過障害	1	1	
		虚弱児症候群	1	1	
	ルミナル・トリンカー	1	1		
	第四胃食滞	1	1		
	脱水	1	1		
		死産、流産	分娩事故	6	6
			窒息死	2	2
		廃用	牛伝染性リンパ腫	1	1
			破傷風	1	1
			尿石症	1	1
			ビタミンA低下	1	1
		起立困難・不能	ビタミンA低下	2	2
	肝機能低下		1	1	
	筋損傷		1	1	
	下痢	牛コクシジウム病	1	1	
	食欲不振・廃絶	肝機能低下	3	3	
		白血球増加	2	2	
		低タンパク	1	1	
		腎機能低下	1	1	
		尿毒症	1	1	
		炎症	1	1	
	健康診断	ビタミンA低下	2	5	
		肝機能低下	1	3	

【馬】	死因	老衰	1	1
		胃破裂	1	1
【豚】	死因	豚クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症	8	8
		豚レンサ球菌症	7	7
		豚増殖性腸炎	6	6
		豚胸膜肺炎	3	3
		豚パスツレラ症	3	3
		豚トウルエペレラピオゲネス感染症	1	1
		胃潰瘍	7	7
		心外膜炎	2	2
		窒息死	2	2
		肺炎	1	1
		肺水腫	1	1
		腹膜炎	1	1
		横隔膜ヘルニア	1	1
		化膿性脳炎	1	1
		壊死性大腸炎	1	1
	廃用	胃潰瘍	2	2
		肺炎	1	1
		敗血症	1	1
		鎖肛	1	1
		関節炎	1	1
		水頭症	1	1
膿瘍形成		1	1	
【めん・山羊】	死因	線虫症	4	4
		肝蛭症	3	3
		コクシジウム症	1	2
		衰弱死	6	6
		貧血	3	3
		脱水	2	2
		第4胃潰瘍	1	1
		分娩事故	1	1
		食欲不振	肝・腎障害	1
	貧血		1	1
	下痢	線虫症	6	11
コクシジウム症		3	6	
【鶏】	死因・廃用	鶏コクシジウム症	1	5
		鶏大腸菌症	1	1
		腫瘍形成	1	1
合 計			402	454